

道の駅べに花の郷おけがわ情報公開規程

(趣旨)

第1条 この規程は、桶川市情報公開条例（平成13年条例第13号）の趣旨にのっとり、道の駅べに花の郷おけがわ指定管理者（以下「指定管理者」という。）が実施する情報公開について基本的事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「文書」とは、道の駅べに花の郷おけがわ（以下「本施設」という。）に従事する職員（以下「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した文書、図書、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧若しくは視聴に供されているもの

(指定管理者の責務)

第3条 指定管理者は、この規程の定めるところにより、本施設において保有する情報を積極的に公開するよう努めるものとする。ただし、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある場合を除く。

- 2 指定管理者は、情報の公開に当たっては、個人の尊厳を守るため、個人に関する情報を最大限に保護しなければならない。

(利用者の責務)

第4条 情報の公開の申出（以下「公開申出」という。）をしようとするものは、この規程の目的に即し、適正な申出に努めるとともに、情報の公開を受けたときは、これによって得た情報を適正に用いなければならない。

(公開申出ができるもの)

第5条 前条の規定による公開申出をしようとするものは、桶川市情報公開制度及び個人情報保護制度に基づき、所定の手順に沿ってこれを行うものとする。

(文書の公開義務)

第6条 指定管理者は、公開申出があったときは、公開申出に係る情報に次の各号に掲

げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開申出者に対し、当該情報を公開しなければならない。

- (1) 法令の規定により、公にすることができないとされている情報
- (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が役職員又は公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2項第2号に規定する特定独立法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）の役員及び職員並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に関する情報であるときは、当該情報のうち、当該役職員又は公務員の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分

- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位、財産上の利益、信用、安全、円滑な事業活動その他正当な利益を害するおそれがあるもの。本項の情報には、以下を含むが、これらに限られない。

例：独自の技術、ノウハウ、商品・サービス等の企画、研究開発に関する情報（未公開の特許出願情報を含む）、顧客、利用者、取引先等に関する詳細

な情報、仕入れ、価格設定、コスト構造、販売戦略、ブランド構築、マーケティング戦略等に関する詳細な情報、事業計画、財務状況の詳細、資金計画、投資計画、M&A に関する情報、品質管理、リスク管理、セキュリティ対策に関する具体的な情報

イ 指定管理者の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 公にすることにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護、犯罪の捜査又は予防その他の公共の安全及び秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

(5) 指定管理者並びに国、独立行政法人等及び地方公共団体の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 指定管理者又は国、独立行政法人等若しくは地方公共団体の機関が行う事務もしくは事業に関する情報、又は経営基盤、運営体制等に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、指定管理者又は国若しくは地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 国、独立行政法人等又は地方公共団体が経営する企業に係る事業又は指定管理者に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

カ 本施設の安定的かつ円滑な運営に支障を生じるおそれ

2 前項は、公開申出書（様式第1号）により公開の申し出を行うものとする。

（部分公開）

第7条 指定管理者は、公開申出に係る情報の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開申出者に対し、当該部分を除いた部分につき公開するものとする。

2 公開申出に係る情報に前条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（文書の存否に関する情報）

第8条 公開申出に対し、当該公開申出に係る文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、指定管理者は、当該情報の存否を明らかにしないで、当該公開申出を拒否することができる。

（公開申出に対する回答）

第9条 指定管理者は、公開申出があった日から起算して15日以内に当該申し出に対して回答をするものとする。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は当該期間に算入しない。

2 前項の回答は、公開申出回答書（様式第2号）により行うものとする。

3 指定管理者は、公開申出に係る情報の全部又は一部を公開しないとき（前条の規定により公開申出を拒否するとき及び公開申出に係る文書を保有していないときを含む。）は、その理由を併せて通知しなければならない。この場合において、当該文書が期間の経過によりその全部又は一部を公開することができるもので、その期日をあらかじめ明示することができるときは、その旨を当該通知に付記するものとする。

4 非公開又は部分公開の回答に関して、指定管理者は必要があると認めるときは、桶川市の意見を聴くことができる。

（公開申出回答期間の延長）

第10条 指定管理者は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、前条第1項の規定にかかわらず、当該公開申出があった日から起算して60日を限度として期間を延長することができる。この場合において、指定管理者は、当該申出者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を公開申出回答期間延長通知書（様式第3号）

により通知しなければならない。

(公開申出回答期限の特例)

第11条 指定管理者は、公開申出に係る文書が著しく大量であるため、公開申出があった日から起算して60日以内にそのすべてについて回答することにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第10条第1項及び前条の規定にかかわらず、当該公開申出に係る情報のうちの相当の部分につき当該期間内に回答をし、残りの部分については相当の期間内に回答できるものとする。この場合において、理事長は、第10条第1項に規定する期間内に申出者に対し、次に掲げる事項を公開申出回答期間特例延長通知書(様式第4号)により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの文書について回答をする期限

(第三者に対する意見を述べる機会の付与)

第12条 指定管理者は、公開申出に係る文書に財団、国、地方公共団体及び申出者以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、回答するに当たって、当該第三者に対し、意見を述べる機会を与えることができる。

(公開の実施)

第13条 指定管理者は、公開の回答をしたときは、速やかに文書の公開を実施しなければならない。

2 文書の公開は、文書、図書又は写真については閲覧又は写しの公布により、フィルムについては視聴、閲覧又は写しの交付により、電磁的記についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、視聴又は閲覧の方法による公開にあつては当該情報の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、当該情報の写しにより、これを行うことができる。

(他の制度等との調整)

第14条 この規程は、法令等の規定により、情報を閲覧し、若しくは縦覧し、又は謄本、抄本その他の写しの交付を受けることができる場合については、適用しない。

(費用負担)

第15条 文書の公開において、文書の写しの交付を行う場合の当該写しの作成に要する費用は、別表の定めるところにより申出者の負担とする。

2 前項の文書の写しの送付に要する費用は、申出者の負担とする。

(異議の申出)

第16条 申出者は、公開申出に対する回答について不服があるときは、当該公開申出回答があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、指定管理者に対して異議を申し出ることができる。

2 前項の異議の申出は、書面によるものとし、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 異議の申出をしようとするものの氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び事務所の所在地）

(2) 異議の申出の対象となった公開申出回答を知った日及びその内容

(3) 異議の申出の趣旨及びその理由

3 指定管理者は、前項の規定による異議の申出があったときは、当該異議の申出の対象となった公開申出について再度の検討を行った上で、当該異議申出者に対し、書面で回答するものとする。

4 前項の回答は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、桶川市の意見を聴くことができる。

(1) 異議の申出が第1項の期間の経過後になされたものである等明らかに不適切なものであるとき

(2) 異議の申出に係る公開申出回答を取り消し、又は変更し、当該異議の申出に係る文書の全部を公開することとするとき

5 指定管理者は、前項の規定により、所管する実施機関の意見を聴いたときは、当該意見を尊重して意義申出に対する回答を行うものとする。

(文書の管理)

第17条 指定管理者は、この規程の適正かつ円滑な運用に資するため、文書を適正に管理するものとする。

(その他)

第18条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、指定管理者が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年7月24日から施行する。

別表

文書の種類	写しの作成の方法	金額
文書及び図画	乾式複写機による写しの作成 (モノクロ単色刷りで日本工業規格A 列3番までの用紙に限る。)	1枚につき 10円
	乾式複写機による写しの作成 (多色刷りで日本工業規格A列3番ま での用紙に限る。)	1枚につき 50円

備考 用紙の両面に印刷された文書、図画等については、片面を1枚として算定する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

公 開 申 出 書 年 月 日 道の駅べに花の郷おけがわ 指定管理者 株式会社ベニネクスト 郵便番号 〒 住 所 申出者 ふりがな 氏 名 電話番号 〔 法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕 道の駅べに花の郷おけがわ情報公開規程第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり文書の公開を申し出ます。	
文 書 の 件 名 又 は 内 容	（文書が特定できるように具体的に記入してください。）
公開方法区分	☐ 閱 覧 ☐ 写しの交付（☐ 郵送希望） ☐ 視 聴
申出者の区分	☐ 県内又は市内に住所を有する者 ☐ 県内又は市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 （名 称） （所在地） ☐ 県内又は市内に存する事務所又は事業所に勤務する者 （名 称） （所在地） ☐ 県内又は市内に存する学校に在学する者 （名 称） （所在地） ☐ 実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの （利害関係の内容）
注 太線内に必要事項を記入し、該当する□欄にもレ印を記入してください。	
担当課	課 担当 電話番号 内線
備 考	

様式第2号（第9条関係）

公 開 申 出 回 答 書 第 年 月 日 号 様 道の駅べに花の郷おけがわ 指定管理者 株式会社ベニネクスト 代表取締役 印 年 月 日に公開申出がありました文書については次のとおり回答しますので、道の駅べに花の郷おけがわ情報公開規程第9条第2項の規定により次のとおり通知します。		
文書の件名 又は内容		
公開方法区分	☐ 閱 覧 ☐ 写しの交付（ ☐ 郵送希望） ☐ 視 聴	
回答内容	☐ 公 開 ☐ 部分公開 ☐ 非公開	
公開の日時及び場所	日時	年 月 日 午前・午後 時 分
	場所	
部分公開又は非公開の理由	道の駅べに花の郷おけがわ情報公開規程第6条第 号に該当	
※公開できる期日	年 月 日以降であれば、申し出に係る文書を全部・一部を公開できますので、改めて公開の申出をしてください。	
連絡先	課 担当 電話番号 内線	
備考		

- 注 1 文書の公開を受ける際は、この通知を提示してください。
- 2 公開の当日都合が悪い場合は、あらかじめその旨をご連絡ください。
- 3 ※印の欄は、申出に係る文書が期間の経過により公開できるもので、その期日をあらかじめ明示できる場合に記入してあります。
- 4 この回答について不服のある場合は、この回答のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に指定管理者に対して異議の申出をすることができます。

様式第3号（第10条関係）

公開申出回答期間延長通知書 第 年 月 日 号 様 道の駅べに花の郷おけがわ 指定管理者 株式会社ベニネクスト 代表取締役 印 年 月 日に公開申出のありました文書の公開については、道の駅べに花の郷おけがわ情報公開規程第10条の規定により、次のとおり回答の期間を延長したので通知します。	
文書の件名 又は内容	
延長前の期間	から 年 月 日 (日間) まで 年 月 日
延長後の期間	から 年 月 日 (日間) まで 年 月 日
延長する理由	
連絡先	課 担当 電話番号 内線
備考	

公開申出回答期間特例延長通知書			
様		第	号
		年	日
		月	
道の駅べに花の郷おけがわ 指定管理者 株式会社ベニネクト 代表取締役 印			
年 月 日に公開申出のありました文書の公開については、道の駅べに花の郷おけがわ情報公開規程第 1 1 条の規定により、次のとおり回答の期間を延長したので通知します。			
文書の件名 又は内容			
規程第 1 1 条 を適用する理由			
当該文書の相 当部分につい て回答を行う 期間	から	年 月 日 年 月 日	(日間)
残りの文書に ついて回答す る期限	年 月 日		
担当先	課	担当 電話番号	内線
備考			